たばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱

（制度の目的）

第１条　この制度は、道路、広場、公園その他の公共の場所において市民・事業者が自主的に路上喫煙の防止活動に取組み、その活動に本市が支援及び協働することにより、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

（対象団体）

第２条　本制度の対象となる団体は、前条に定める目的に賛同する市民・事業者の団体（以下「活動団体」という。）で、活動者数が 10 名以上の団体とする。

（活動区域）

第３条　活動団体の活動する区域は、当該活動団体が本制度に申し込みをする際に申告した区域のうち市長が認めた区域とする。

２　活動団体が、申告する区域の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 路上喫煙による迷惑や危険の度合いが大きい地域であること

(2) 通行者、利用者が多い区域であること

(3) 区域が明確であること

(4) 活動団体が所在または頻繁に利用する区域であること

(5) 活動団体の活動に対して、当該区域周辺の市民・事業者の理解が得られること

（活動内容）

第４条　活動団体は、路上喫煙の防止を目的とした活動、及び路上喫煙の防止と関連した、安心、安全で快適なまちづくりに関する自主的な活動に取組むものとする。

（市の支援及び協働）

第５条　本市は、活動団体に対し、必要に応じ次に掲げる支援及び協働を行うものとする。

(1) 活動に必要な啓発物品の作成及び提供

(2) 活動区域や取組みの内容を標示する看板等の標示物の作成及び提供

(3) 活動団体が本制度に基づく活動を行う場合の職員の派遣

(4) その他、市長が必要と認めるもの

（申込み）

第６条　本制度の趣旨に賛同し、本制度による活動を行おうとする活動団体は、所定の申込書（第１号様式）により市長に申込みを行うものとする。

（協定）
第７条　市長は、前条の規定に基づく申込みがあった場合は、その内容が制度目的に適合すると認められるときは、当該活動団体と協定書（第２号様式）を取り交わすものとする。
２　前項の規定に基づき取り交わした協定書は、協定書を取り交わした日の翌日から起算して２年後の年度の末日まで有効とする。
３　市長は、第１項の規定に基づき協定書を取り交わした場合は、大阪市路上喫煙対策委員会が開催される際に、当該活動団体の活動内容等を同委員会に報告するものとする。

（協定内容の変更）
第８条　活動団体と市長は、協定書の有効期間内に、協定書の内容を変更する必要が生じた場合、相互に協議を行うものとする。
２　活動団体と市長は、協定書の内容の変更について協議を行い、合意に至った場合は、協定内容変更確認書（第３号様式）を取り交わし、協定書の内容を変更するものとする。

（活動報告）
第９条　活動団体は、毎年４月末日までに活動状況報告書（第４号様式）により市長に前年度の活動内容について報告をするものとする。

（その他）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

附則
この要綱は、平成 20 年６月１日から施行する。

附則
この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の際現に存する第９条の規定による改正前のたばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱に定める様式による用紙は、改正後のたばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱の規定にかかわらず、令和４年４月 30 日までなおこれを使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後のたばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込み（たばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱第６条の規定に基づく申込みをいう。以下同じ。）があった場合について適用し、施行日前に申込みがあった場合については、なお従前の例による。

第１号様式（第６条関係）

「たばこ市民マナー向上エリア制度」申込書

年　　月　　日

大　阪　市　長

団　体
住　　所
団 体 名
電話番号

代表者
住　　所
氏　　名
電話番号

たばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱第６条の規定により、本制度による活動を行うことを申し込みます。

活動の名称	
活動区域の名称（〇〇商店街等）	
活動区域の住居表示	
活動開始予定日	年　　月　　日
活　動　者　数	人
活　動　者　名　簿	別添名簿のとおり
活　動　区　域	別添地図のとおり

添付書類
- 参加者名簿（住所・氏名）
- 活動計画書
- 活動区域地図
- 活動団体の運営にかかる会則（写し）

第２号様式（第７条関係）

協　　定　　書

＿＿＿＿＿＿＿＿と大阪市長は、たばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱第７条第１項の規定に基づき、次の事項について合意したことを証するため、本書２通を作成し、各１通を保有する。

１　活動名称

２　活動区域の名称

３　活動内容

４　市の支援及び協働

５　協定書の有効期限　　年　　月　　日

６　その他の事項

＿＿＿＿＿＿は、毎年度末日までの活動報告書を、次年度４月末までに大阪市長に提出する。

年　　月　　日

団　体
住　所
団体名印　　㊞

代表者
住　所
氏 名 印　　㊞

大阪市長

第３号様式（第８条関係）

協定内容変更確認書

＿＿＿＿＿＿＿＿と大阪市長は、　　年　　月　　日付で取り交わした、たばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱第７条第１項に基づく協定について、次の事項を変更することに合意したので、同要綱第８条第２項の規定に基づき、本書２通を作成し、各１通を保有する。

１　変更する項目

２　変更する内容

年　　月　　日

団　体
住　所
団体名印　　㊞

代表者
住　所
氏 名 印　　㊞

大阪市長　　㊞

第４号様式（第９条関係）

活　動　報　告　書

年　　月　　日

大　阪　市　長

団　体　名

代表者氏名

たばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱第９条の規定に基づき、当団体の前年度の活動について次のとおり報告します。